

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | | |
|----------|--|--|----------|
| No | 9 | | 府省庁名 内閣府 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 子育て支援に要する費用に係る税制上の措置 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>個人住民税の給与所得控除</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、ベビーシッター等の子育て支援に係る費用について、税制上の措置を講じることを要望するもの。</p> | | |
| 〔関係条文〕 | 〔 〕 | | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (-) (単位：百万円)</p> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>子育てと仕事の両立を支援し、希望出生率 1.8 を実現する観点から、ベビーシッター等の子育て支援に係る費用について税制上の措置を講じることにより、認可保育所等への入所を希望しながら、やむを得ず認可外保育施設（ベビーシッターを含む。）を利用する方々の負担を軽減し、かつ、家庭における育児・家事の負担軽減を図ることをもって、若い世代が安心して結婚子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 我が国の少子化の進行は深刻さを増しているが、それらが社会経済に多大な影響を及ぼすことに鑑み、結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体の問題として認識されているところ、令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、できることから速やかに少子化対策に着手することとなっている。</p> <p>その重点課題として「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」ことが掲げられている。</p> <p>○ また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立・施行している。</p> <p>今後とも、女性の就業者数は増加を続けることが見込まれ、保育サービス等の確保がこうした取組推進の前提となっている。</p> <p>○ 加えて、理想の子ども数を持たない理由として、経済的な負担を挙げる方が多い中、子育てにかかる負担軽減のために、様々な施策が進められている。</p> <p>○ 幼児教育・保育の無償化が実施されたが、0歳～2歳については、在宅で子育てする家庭が使える子育て支援サービスについて、国費により利用料負担を軽減する仕組みがない。</p> | | |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>○ 一部の地方自治体において独自の子育て支援策として上乗せで利用料に関する補助を行っているが、この給付が、所得税法上、雑所得等として計上される（結果的に個人住民税の所得の算定においても課税扱いとなる）などの事例があり、これに対して、地方自治体が行う子育て支援施策の効果が薄れてしまう、実際の所得が増えたわけではないのに課税をされていることは不公平であるなどの指摘がされているところである。</p> <p>○ また、令和2年度に入って、コロナ禍において通常の認可保育所等の利用が困難になりベビーシッターを代替措置として利用するケースが生じている。新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたることが予想され、ウィズコロナ時代にあっても、仕事と家庭を両立して子育てを行うため、特例措置の必要性が高まっている。</p> <p>少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定） 別添1 施策の具体的内容 I 重点課題 1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる I-1（1）若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備 （経済的基盤の安定） ○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等 ・社会状況や適用実態、国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利用者の負担軽減措置について検証しながら、今後の支援の在り方について、検討を行うこととする。</p> |
| 本要望に 対応する 縮減案 | — |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 内閣府本府政策評価体系 21. 子ども・子育て 27. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進 |
| | 政策の達成目標 | ベビーシッター等の子育て支援に係る費用について、税制上の措置を講じることにより、子育て家庭の負担を軽減し、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | ベビーシッター等の子育て支援に係る費用について、税制上の措置を講じることにより、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税においても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>理想の子ども数を持たない理由として、子育てに要する費用が多くかかることを要因としている方が多いという調査がある中、子育て費用の負担軽減を図り、少子化を克服することが求められている。</p> <p>認可外保育施設やベビーシッターの利用にあたっては、認可保育所に比べて高額な保育料を支払う場合がある。また、令和2年度に入って、コロナ禍において通常の認可保育所等の利用が困難になりベビーシッターを代替措置として利用するケースが生じている。新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたることが予想され、ウィズコロナ時代にあっても、仕事と家庭を両立して子育てを行うため、特例措置の必要性が高まっている。</p> |

| | |
|--|--|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 28 年度、29 年度、30 年度、31 年度、令和 2 年度において、厚生労働省と共同要望を行った「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」として、ベビーシッター・認可外保育施設の利用料に関する税額控除の創設を要望。 |